主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡田俊男の上告趣意第一点は、単なる法令違反の主張であり、同第二点は、 憲法二一条違反をいうが、原審で主張判断のなかつた事項であり、同第三点は、単 なる法令違反、事実誤認の主張であり(なお、第一審判決判示第二の三の事実につ いての被告人の供述について、任意性ないし信用性を疑うべき証跡は存在しない。)、 同第四点は、量刑不当の主張であつて、いずれも上告適法の理由にあたらない。

弁護人平川実の上告趣意一のうち、憲法三八条二項違反(所論中、「憲法三八条 三項」とあるのは、「憲法三八条二項」の誤記と認められる。) をいう点は、原 審で主張判断のなかつた事項であり、憲法三七条二項違反をいう点は、実質は単な る法令違反の主張であり、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、同 二は、事実誤認の主張であり、同三は、量刑不当の主張であつて、いずれも上告適 法の理由にあたらない。

なお、弁護人平川実は、昭和四四年三月一五日に上告趣意補充書を提出したが、 上告趣意書提出期間経過後のものであるから、判断を加えない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四五年五月二七日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 草
 鹿
 浅
 之
 介

 裁判官
 城
 戸
 芳
 彦

 裁判官
 色
 川
 幸
 太
 郎